



2020年10月30日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー  
代表者名 代表取締役社長 黒澤 秀男  
(JASDAQ・コード6347)  
問合せ先 取締役執行役員  
総務・経理部部长 早川 恵  
電 話 048-798-0222

当社監査役による臨時株主総会開催禁止の仮処分の申立ての  
却下決定に対する即時抗告に関するお知らせ

当社監査役は、2020年10月28日付「当社監査役による臨時株主総会開催禁止の仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社株主である有限会社フクジュコーポレーション（以下「本株主」といいます。）により招集され、2020年11月6日に開催される予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に関して、本臨時株主総会において本株主により行われている招集手続及び行われようとしている決議方法に法令違反及び著しい不公正があり、かつ、それにより当社に著しい損害が生ずるおそれがあることを理由として、さいたま地方裁判所に対して株主総会開催禁止の仮処分の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行いました。2020年10月30日付「当社監査役による臨時株主総会開催禁止の仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2020年10月29日に本申立てを却下する旨の決定を受領いたしました。

しかしながら、当社監査役は、本株主により行われている招集手続及び行われようとしている決議方法には、法令違反又は著しい不公正があり、現時点において既に株主の皆さまの議決権行使のご判断に重大かつ不当な影響を及ぼしていると考え、本日、本申立ての却下決定に対する即時抗告（以下「本即時抗告」といいます。）を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 本即時抗告を行った日

2020年10月30日

## 2 本即時抗告を行った者の概要

株式会社プラコー

監査役 清水 孝正

## 3 本即時抗告の内容

### (1) 本即時抗告を行った裁判所

東京高等裁判所

### (2) 本即時抗告の対象

本即時抗告は、本申立ての却下決定を取り消し、本臨時株主総会の開催禁止の仮処分命令を求めるものです。

### (3) 本即時抗告を行った理由

当社監査役は、本臨時株主総会に関して、本株主により行われている招集手続及び行われようとしている決議方法に、複数の法令違反又は著しい不公正があり、かつ、それにより当社に著しい損害が生ずるおそれがあるとして本申立てを行いました。とりわけ、本株主が、本臨時株主総会に係る委任状を本株主に返送した株主の皆さまに対し、2,000円分（現時点においては3,000円分）のクオカードを提供することとしていることは重大な問題であると考えております。

これに対して、裁判所は、2020年10月30日付「当社監査役による臨時株主総会開催禁止の仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会開催前の現時点では、クオカードを提供したことによる具体的な議決権行使への影響が不明であるため、「現時点において、株主の権利行使に不当な影響を及ぼすおそれがあると認めるまでには至らない」などと述べ、本臨時株主総会の開催を禁止する必要はないと判示しました。

しかしながら、本株主は、2020年10月29日、一部の株主様に対して、提供するクオカードを3,000円に増額する旨の書面を送付し、当社に対して既に委任状をご返送いただいた株主様に対しても、改めて本株主の株主総会事務局に委任状を送付するよう求めております。本株主によるクオカードの提供が真に議決権行使の促進を目的としたものであった場合、当社に対して既に委任状をご返送いただいた株主様に対して、改めて委任状の送付を求める必要は全くありませんので、本株主は、当社に対して既に委任状をご返送いただいた株主様に対して、クオカードを提供することにより、本株主側への翻意を促すことを目的としている

ものというほかなく、本株主が株主の皆さまの議決権行使のご判断に重大かつ不当な影響を及ぼしていることは明らかです。

したがって、当社監査役は、本株主により行われている招集手続及び行われようとしている決議方法には、法令違反又は著しい不公正があり、現時点において既に株主の皆さまの議決権行使のご判断に重大かつ不当な影響を及ぼしていると考え、更なる裁判所における審理を求めるべく、本即時抗告を行いました。

#### 4 今後の見通し

当社監査役は、本即時抗告に係る手続において、当社の正当性を真摯に主張してまいります。

以 上